

**ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)**

2021年5月10日  
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更するとともに、一部地域の警戒レベルを変更しましたので、お知らせします。今回の措置は5月14日午前6時まで有効となっています。

■今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです。

(1) 幼稚園、小学校、中学校をセルフテスト等の対策を講じながら開校する（保育園は閉鎖を継続）。

(2) テーマパーク、有料ビーチ等の営業再開（有料ビーチでは、1ビーチパラソルには2チェアまでで1.5mの間隔を空け、各ビーチパラソル間の間隔は3.8m以上とする）。

■「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210510\\_kokunai.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210510_kokunai.pdf)

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

[https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list\\_20210510\\_gaishutsu.pdf](https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210510_gaishutsu.pdf)

■各警戒レベルとその対象地域（5月10日時点）

(1) レベルB（警戒レベル）

下記レベルC以外の全地域

(2) レベルC（危険レベル）

アッティカ県（アングストリ市、イドラ市、キシラ市、スペツツェス市を除く）、アハ  
イア 郡（エギアリア市、西アハイア市、カラブリタ市を除く）、ビオティア郡、エヴ  
リ タニア郡、コリンシア郡（ルトラキ・アギイセオドリ市、ペロ・ボハ市、ネメア市  
を除く）、テサロニキ郡、キルクス 郡、コザニ郡、タソス郡、カバラ郡、レスボス  
郡、レシムノ郡（ミロポタモス市、アマリ市を除く）、カリムノス市、フェストス市、  
セレス市、アンフィポリ市、ビサルティア市、スキドラ市、カストリア市、ガラティ  
ニ村、マロニア・サペス 市、イアスモス市、ロドピ市、クサンシ市、カスタニエス村  
（エブロス郡）、ボロス市、メソロンギ市、ハルキダ市、トリポリ市

（今回新たにレベル Cとなった地域） ビサルティア市、スキドラ市、ロドピ市、カ  
スタニエス村（エブロス郡）、メソロンギ市、ハルキダ市、トリポリ市

### （３）その他

ギリシャ政府発表によれば、５月５日から１７日午前６時までの間、カリムノス島に対して、より厳しい外出制限措置が課せられているそうです。外出は必要時のみ（個人による運動・ペットを伴う散歩、健康上の理由、生活必需品の購入、通勤のためのみ）、かつ午前６時から午後６時までに限られているほか、健康上の理由を除く島外への移動禁止措置が課せられ、島への移動は住民に限りピレウス港からのみでラピッドテストの受検義務ありとのことです。

### 在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)